

松江市玉湯地域振興特定事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市玉湯地域振興特定事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率又は金額、終期及び補助対象者の範囲は次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	松江市玉湯地域振興特定事業補助金	
補助金交付の目的	玉湯地域の自治会及び住民組織が行う自主的活動を支援することにより、地域コミュニティの育成や地域の特性を活かした共創のまちづくりを促進することを目的とする。	
補助対象者の範囲	玉湯地域の住民で組織する自治会及び単位町内会	玉湯地域内で組織する団体、自治会連合会、自治会組織の集合体、その他市長が認めた団体
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	(1) コミュニティ活動促進事業 ①地域コミュニティ活動 環境美化活動、自主防災活動、健康増進活動、広報・組織強化活動 ②イベント開催 夏祭り、運動会、レクリエーション等開催 ③人づくり事業 研修、講演会等開催	(1) 地域活性化事業 ・地域資源開発、特産品活用事業、観光振興事業 (2) 地域福祉・青少年健全育成活動 ・地域福祉活動、健康づくり活動、青少年健全育成活動 (3) 自主防災活動・環境美化活動 (4) 文化・芸術振興事業 ・文化・芸術振興活動、歴史・伝統文化継承活動 (5) その他上記の目的に合致する活動
交付の率又は金額	補助金交付対象事業に要する経費の3分の2以内の額(千円未満切り捨てる。)とし、1年度中の上限は自治会又は単位町内会加入世帯数に応じて別表1又は別表2のとおりとする。なお、申請は1団体につき年1回とする。 ただし、自治会が自治会分と単位町内会分をまとめて交付申請する場合は、合算額を上限とすることができる。 ※自治会及び町内会の加入世帯数は、毎年4月1日現在の世帯数を基礎とする。	補助金交付対象事業に要する経費の3分の2以内の額(千円未満切り捨てる。)とし、10万円を上限とする。 ただし、申請は1団体につき年1回とする。
終期	令和8年3月31日	

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表 1

自治会加入世帯数	補助金額
100世帯以下	100,000円
101世帯～300世帯	200,000円
301世帯～500世帯	300,000円
501世帯以上	450,000円

別表 2

単位町内会加入世帯数	補助金額
50世帯以下	30,000円
51世帯 ～ 100世帯	50,000円
101世帯以上	70,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 松江市玉湯地域振興特定事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）、松江市玉湯地域いきいき町内会づくり事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）、松江市たまゆ文化・交流事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）の規定に基づき交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。